

(介護予防)短期入所生活介護 重要事項説明書

特別養護老人ホーム 若宮園(ショートステイ)



1. 開設者

- (1) 法人名 社会福祉法人 淳風福祉会
- (2) 代表者氏名 光宗 泉
- (3) 法人所在地 岡山市南区箕島3566-1
- (4) 設立年月日 昭和56年7月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所
- (2) 事業所の目的

要介護又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適切な(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名 特別養護老人ホーム 若宮園
- (4) 施設所在地 岡山市南区箕島3491-7
- (5) 管理者氏名 施設長 渡辺 裕文
- (6) 開設年月日 昭和57年12月1日
- (7) 入所定員 20名
- (8) 電話番号 (086)281-0862
- (9) 居室等の概要

当事業所では、下記の居室及び設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人 部 屋	20	1階20室
食堂・機能訓練室	1	1階1室
浴 室	1	ボランテ(1階1室)
介護職員室	1	1階1室
車いす用トイレ	5	1階5室

☆ 居室の変更

利用者又は家族から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更して頂く必要がある場合は、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 事業所の運営方針

- ア 利用者が、その有する能力に応じ自立した在宅生活を営むことができるように日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理等を行います。
- イ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスの提供に努めます。
- ウ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 従業員の配置状況

事業所では、以下の従業員を配置しています。 (令和4年5月1日現在)

職種	配置人員	
管理者	1人(常勤・兼務)	業務の把握と指揮命令等
医師	2人(常勤内科医、非常勤外科医)	利用者の診療や療養指導
生活相談員	3人(常勤)	利用者・家族等への相談援助
介護支援専門員	2人(生活相談員と兼務)	施設サービス計画の作成等
看護職員	8人(常勤6人、非常勤2人)	利用者の健康管理と看護
介護職員	48人(常勤41人、非常勤7人)	利用者の生活支援及び介護
機能訓練指導員	3人(常勤1人、非常勤2人)	機能回復訓練等の実施
管理栄養士	3人(常勤2人、非常勤1人)	利用者の食事提供の管理等
調理員	9人(常勤4人、非常勤5人)	安全な食事提供

※本体施設の従業員も含む

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービス料金については、滞在費及び食費を除く7割～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

ア 食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間 朝食 7:30～9:00、昼食 12:00～13:30、夕食 17:30～19:30

イ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 立ち上がることが困難でも特殊浴槽等を使用して入浴ができます。

ウ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

エ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者が心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

オ 健康管理

- ・ 医師や看護職員等が、常に利用者の健康に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

カ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考慮し、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

<サービスの利用料金>

利用者の要介護度に応じた基本単位数とサービスを受けた各種加算単位数の合計に、利用日数と10.17円を乗じた額の1割から3割(負担割合証に記載)をお支払いいただきます。

※1日あたり

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	446 単位	555 単位	596 単位	665 単位	737 単位	806 単位	874 単位
自己負担(1割)	453 円	563 円	605 円	675 円	748 円	818 円	887 円
// (2割)	905 円	1,126 円	1,209 円	1,343 円	1,495 円	1,635 円	1,773 円
// (3割)	1,357 円	1,689 円	1,813 円	2,023 円	2,242 円	2,452 円	2,659 円

<各種加算料金>

下表の加算は、事業所の体制に伴う加算であるため利用者全員に適用されます。

※1日あたり

加算の名称	加算の算定要件	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上	18 単位	19 円	37 円	55 円	
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している。	4 単位	4 円	8 円	12 円	
看護体制加算(Ⅱ) ※要介護の方のみ	看護職員を利用者25人に対し1名以上配置し、看護職員と24時間連絡がとれる体制を確保している。	8 単位	9 円	17 円	25 円	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(要介護の方)	夜勤時間帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置している。	13 単位	14 円	27 円	40 円	
機能訓練指導員配置加算	機能訓練に従事する理学療法士等を配置している	12 単位	13 円	25 円	37 円	
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金や研修等の処遇改善計画を定め、計画に基づき適正に実施している場合	総単位数の 8.3%				
介護職員等特定処遇改善加算	経験や技能のある介護職員に重点を置いた処遇改善を実施している場合	総単位数の 2.7%				

下表の加算は、当該サービスを利用された方に適用されます。

※1日あたり

加算の名称	加算の算定要件	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
療養食加算	医師の指示に基づき、国が定める療養食を提供した場合	8単位 (1食)	9円	17円	25円
送迎加算 (片道につき)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合	184単位	188円	375円	562円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して個別の担当を定め、介護サービスを提供した場合	120単位	122円	244円	366円
緊急短期受入加算	計画に位置付けられていない短期入所を緊急に行った場合	90単位	92円	183円	275円
個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員によって個別機能訓練計画に添った機能訓練及び居宅への訪問等が実施されている場合	56単位	57円	114円	171円
医療連携強化加算	緊急時の対応等を取り決めて看護師による定期的な巡視等が実施されている場合	58単位	59円	118円	177円
長期利用者減算	同一事業所に連続して30日を超えて短期入所を行った場合	-30単位	-31円	-61円	-91円

(注)

- ☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス費用の全額をお支払いいただきます。その場合、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払いとなる場合、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。)
- ☆ 要介護度の変更等により給付額に変更があった場合、適用開始日に合わせて自己負担額を変更します。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担になります。

<サービスの概要と利用料>

① 食費 1,445円(1日あたり)

[朝食390円、昼食535円、夕食520円]

利用者の食事の提供にかかる費用(食材料費+調理費)

② 滞在費 1,171円(1日あたり)

利用者の滞在に要する費用

※ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている食費及び滞在費の額が1日あたりのお支払い上限額となります。

第1段階の方 … 滞在費 320円、食費 300円

第2段階の方 … 滞在費 420円、食費 600円

第3段階①の方 … 滞在費 820円、食費 1,000円

第3段階②の方・・・滞在費 820円、食費1,300円

※ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方に関しては、上記に関わらずその確認証に記載されている減額割合に基づいて計算した額になります。

③ 理美容代 [実費]

月に1回、理容師及び美容師の出張サービスを利用できます。

理容・カット代(顔そり代込)	1,650円
美容・カットのみ	2,000円、毛染めとカット3,900円、カットとパーマ5,300円 他

④ 電気代 [1点1日につき 55 円(消費税込み)]

テレビ、電気毛布等

⑤ 健康管理費 [実費]

インフルエンザの予防接種にかかる費用等

⑥ レクリエーション・クラブ活動費 [材料代等の実費]

利用者の希望による実施するレクリエーションやクラブ活動に要する費用

⑦ 死亡時に必要となる費用

当事業所お亡くなりになられた場合に必要となる費用で、利用者に負担していただくことが適当であるもの

文書料(死亡診断書料)	2,200円
死亡時の衣装費用(レミニセット等)	実費

⑧ 文書料

診断書(一般)	1,100円
診断書(生命保険または年金に関する物)	3,300円
各種証明書の交付	1,100円
領収書再発行・・・3ヶ月分以内	1,100円、6ヶ月分以内2,200円
	9か月分以内3,300円、10か月分以上4,400円

<複写物の交付>

利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合は実費をご負担いただきます。→ 20部以上の場合、1枚につき10円

⑨ その他費用 [実費]

利用者の希望により購入または利用するものに関する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるもの

☆ オシメ代は介護保険給付のため、負担の必要はありません。

☆ 制度や経済状況の変化、その他やむを得ない事由により負担額を変更することがあります。その場合は、前もってご説明いたします。

(3) 利用料のお支払方法

前記(1)、(2)の利用料及び費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月の25日までに以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。

- | | |
|---|--------------------|
| ア | 事務所窓口での支払い |
| イ | 指定口座(中国銀行)からの引き落とし |
| ウ | 〃 (ゆうちょ銀行) 〃 |
| エ | 指定口座(伊予銀行)への振り込み |

6. 通常の送迎の実施地域

送迎の実施地域は、岡山市、倉敷市、早島町全域とする。

7. 事業所利用にあたっての留意事項

当事業所のご利用にあたっては、共同生活の場としての安全や快適を確保するため、下記の事項をお守りください。

- 一 施設内での秩序を乱す行為及び破廉恥行為をしないこと
- 二 事故の利益のために他人の自由を侵さないこと
- 三 発熱(37.5度以上)、嘔吐、下痢の症状がある場合や、その他の症状等により医療機関への受診が必要な場合は利用を中止いたします。
- 四 短期入所サービスの利用を中止又は変更する場合は、当該サービスの利用前日までに事業所へ申し出てください。
- 五 その他管理者が定めたこと

8. 緊急時の対応

当事業所は、利用者の病状の急変等により緊急治療あるいは救急搬送等の必要が生じた場合は、速やかに配置の医師、協力医療機関、家族、消防救急隊等と連絡をとり、必要な処置が受けられるように対応します。また、それらに備えるため、次の措置を講じます。

- 一 医師及び看護師と24時間連絡が取れる体制のための指針を整備します。
- 二 月ごとの医師及び看護師のオンコール表を作成し、曜日や時間帯ごとの連携方法を定めます。
- 三 緊急時の対応マニュアルを整備します。

9. 非常災害対策

当事業所をご利用中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、非常災害に備え、利用者の状態や所在地の立地環境に見合った防災計画を立てておくとともに、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関等との連携方法を確認し、年2回以上消火訓練、避難訓練、救出その他必要な訓練を行います。

10. 事故発生時の対応及び事故発生時の対応

当事業所は、事故の発生又はその再発を防止するための指針及び対応マニュアル、委員会を整備し、対応策の検討や分析、研修等を定期的に実施します。また、当事業所ご利用中に事故が発生した場合は、マニュアルに添って適切な措置を講じ、賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

当事業所は、利用者等の生命又は身体の保護を目的とした緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わないために次の措置を講じます。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 二 身体的拘束適正化検討委員会を定期的開催し、現状の確認や評価等を行います。
- 三 身体的拘束等の廃止に向けての啓発や研修を開催します。
- 四 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会において切迫性、非代替性、一時性等を検討し、利用者本人及び家族へ説明し同意を得ます。
- 五 身体的拘束等の実施期間中は、その態様及び時間、心身の状態等を記録し、身体的拘束適

正化検討委員会は身体的拘束等の解除に向けて適宜検討します。

六 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。

12. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のために責任者を選定し、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修等、必要な措置を講じます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

13. 成年後見制度の活用支援

当施設は、利用者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

14. 協力医療機関

- ・ 淳風会ロングライフホスピタル(岡山市北区万成東町3-1) TEL:086-252-1185
→ 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、内視鏡内科
- ・ 倉敷第一病院(倉敷市老松町5-3-10) TEL:086-424-1000
→ 内科、外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、放射線科、歯科
- ・ 淳風会 大供クリニック(岡山市北区大供2-3-1) TEL:086-224-3211
→ 内科、精神科、心療内科、歯科
- ・ 重井医学研究所附属病院(岡山市南区山田2117) TEL:086-282-5311
→ 内科、腎臓内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科、外科、泌尿器科他
- ・ 南岡山医療センター(早島町早島4066) TEL:086-482-1121
→ 内科、皮膚科、整形外科、神経内科、耳鼻咽喉科、リウマチ科、歯科他

15. 苦情の受け付けについて

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は、下記の担当者が受け付けます。また、第三者委員等に直接苦情を申し出ることもできます。

ア 苦情受け付け担当者	生活相談員課長・介護支援専門員	板口 廣一
	生活相談員	岡崎 駿也
	〃	赤坂 凜紗
イ 苦情解決責任者	管理者(施設長)	渡辺 裕文

ウ 受け付け電話番号 086-281-0862

エ 受け付け時間 毎週月曜日から金曜日(9:00 ~ 18:00)

オ 第三者委員

服部 睦男(岡山市伊島地区民生児童委員協議会会長) TEL 086-252-2013

小銭 純宏(岡山市妹尾地区民生児童委員協議会会長) TEL 086-482-1268

則武 利明(早島町民生児童委員協議会会長) TEL 086-482-0016

- (2) 行政機関その他苦情受け付け機関

- ・ 岡山市事業者指導課 …岡山市北区大供 3-1-18
(TEL:086-212-1014 受付時間・月~金 8:30~17:15)
- ・ 岡山市介護保険課管理係 …岡山市北区鹿田町 1-1-1
(TEL:086-803-1240 受付時間・月~金 8:30~17:15)
- ・ 倉敷市介護保険課…倉敷市西中新田 640

(TEL:086-426-3343 受付時間・月～金 8:30～17:15)

- ・ 早島町町民生活課 …早島町前潟 360-1

(TEL:086-482-0613 受付時間・月～金 8:30～17:15)

- ・ 岡山県国保連合会…岡山市北区桑田町 11-6

(TEL:086-223-8811 受付時間・月～金 8:00～17:00)